

「広域地方計画 計画原案」に対する意見

対象計画	C. 北陸圏広域地方計画 計画原案
氏名	(公財) 日本生態系協会会長池谷奉文 ※団体としての意見
住所	郵便番号 171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20
電話番号	03-5951-0244
メールアドレス	head_office@ecosys.or.jp
意見	<p>(ページ数 (該当箇所))</p> <p>意見 1 p. 33 (風水害・土砂災害・山地災害対策) の部分</p> <p>意見 2 p. 52 「(1) 美しく豊かな自然環境・水循環及び里地・里山・里海の保全」の部分</p> <p>(意見)</p> <p>意見 1 「(風水害・土砂災害・山地災害対策)」の部分の第1パラグラフ末尾「「流域治水」の取組をハード・ソフトの両面から一体的に推進する。」の後に、「流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することも重要である。」を加筆することが必要かつ適切です。</p> <p>意見 2 「(1) 美しく豊かな自然環境・水循環及び里地・里山・里海の保全」の部分の第2パラグラフ「黒部川自然再生事業、神通川自然再生事業及び九頭竜川自然再生事業等の河川・湖沼の自然再生の取組のほか、」の後に、「越後平野における生態系ネットワーク形成の取組、また、」を加筆し、全体を「黒部川自然再生事業、神通川自然再生事業及び九頭竜川自然再生事業等の河川・湖沼の自然再生の取組のほか、越後平野における生態系ネットワーク形成の取組、また、手取川ダム・宇奈月ダムによる河川環境保全の取組等、河川流域全体における森・川・海の健全な物質循環を確保することで、豊かで高い生物生産性と生物多様性の里海づくりを推進する。」とすることが必要かつ適切です。</p>

(理由・説明)

意見 1 について

「首都圏広域地方計画計画原案」では、流域治水関連法案に対する衆議院・参議院附帯決議を適切に反映し、流域治水の取組に関し、「流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することも重要である。」ということが示されています。「北陸圏広域地方計画」においても、このことを示しておくことが必要かつ適切です。

(参考)

流域治水関連法案に対する衆議院・参議院附帯決議

・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和3年4月7日)衆議院国土交通委員会

流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。

・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和3年4月27日)参議院国土交通委員会

流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。

「首都圏広域地方計画 計画原案」

p. 94 (流域治水での取組の方向性)

「流域治水の取組においては、…自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することも重要である。」

意見 2 について

「首都圏広域地方計画計画原案」の同様の部分 (p. 105) に「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」の取組を推進していくこと、また、「四国圏広域地方計画計画原案」の同様に部分 (p. 31) に「四国圏域生態系ネットワーク推進協議会」の取組を推進していくことが示されています。

同様に、「北陸圏広域地方計画」においても、これらに相当する北陸圏での取組である「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」の取組の推進を明示しておくことが必要かつ適切と考えます。

(参考)

「首都圏広域地方計画 計画原案」

p. 105

3. 多様なみどりの保全・創出とネットワーク化
(みどりの力をいかした持続可能で魅力ある国土づくり)
- (3) みどりのネットワーク形成

「例えば、エコロジカル・ネットワークの形成によるコウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりの実現を図るため、学識経験者・自然保護団体・関係行政機関から

なる「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」を設置し、多様な主体が連携・協働の下、水辺環境の保全・再生や地域振興・経済活性化の取組を進めているが、参画団体や取組地域の更なる拡大等を通じて、こうした取組のより一層の推進が求められる。」

「四国圏広域地方計画計画原案」

p. 31

(1) 森林や海洋の自然環境の保全・利活用

1) 美しい山、川、海、島の自然環境や生物多様性の保全・再生・創出
(広域的な生態系ネットワークの形成)

「また、四国圏の広域指標種 21 としてコウノトリ・ツル類を設定し、自然環境の保全と再生に基づく生態系ネットワークの形成並びに環境教育・自然体験や観光振興への展開を図っていくため、「四国圏域生態系ネットワーク推進協議会」の取組を推進する。」

「広域地方計画 計画原案」に対する意見

対象計画	E. 関西広域地方計画 計画原案
氏名	(公財) 日本生態系協会会長池谷奉文 ※団体としての意見
住所	郵便番号 171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20
電話番号	03-5951-0244
メールアドレス	head_office@ecosys.or.jp
意見	<p>(ページ数 (該当箇所))</p> <p>意見 1 p. 44 「(1) 洪水・内水・高潮・土砂災害対策」の部分について</p> <p>意見 2 p. 56 「(3) 人と野生生物等の関係の適正化と生物多様性の社会への浸透」の部分について</p> <p>(意見)</p> <p>意見 1 最初の黒ボツ中の「流域治水」を推進し、気候変動などによる将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を進める。」の後に「流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献する。」を加筆する。</p> <p>意見 2 「円山川において、コウノトリ…その個体数の減少を防止し、回復を図る。」の後に、「また、桂川流域において、鳴く虫を指標とした生態系ネットワークの形成を通じ、生物多様性の維持・回復、人と自然のかかわりの再構築及び鳴く虫文化の継承を図る。」を加筆する。</p> <p>(理由・説明)</p> <p>意見 1 について 首都圏広域地方計画計画原案では、流域治水関連法案に対する衆議院・参議院附帯決議を適切に反映し、「流域治水の取組においては、…自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することも重要である。」ということが示されています。関西広域地方計画においても、このことを示しておくことが必要かつ適切です。</p>

(参考)

流域治水関連法案に対する衆議院・参議院附帯決議

- ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和3年4月7日) 衆議院国土交通委員会

流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。

- ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和3年4月27日) 参議院国土交通委員会

流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。

「首都圏広域地方計画 計画原案」

p. 94 (流域治水での取組の方向性)

「流域治水の取組においては、…自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することも重要である。」

意見2について

関西においては、円山川におけるコウノトリを指標とした生態系ネットワーク形成のほか、桂川流域における、鳴く虫を指標とした生態系ネットワークの形成の取組が進められています。国土交通省が事務局を担い、京都市、京都府、地元観光協会、地元の銀行・信用金庫3行が、取組を進める協議会委員となっています。円山川での取組と併せて示しておくことが必要かつ適切と考えます。

「広域地方計画 計画原案」に対する意見

対象計画	F. 中国圏広域地方計画 計画原案
氏名	(公財) 日本生態系協会会長池谷奉文 ※団体としての意見
住所	郵便番号 171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20
電話番号	03-5951-0244
メールアドレス	head_office@ecosys.or.jp
意見	<p>(ページ数 (該当箇所))</p> <p>p. 49</p> <p>「1. 総力戦で挑む防災・減災対策等の推進」の「(1) ハード・ソフト両面からの事前防災対策の推進」の部分</p> <p>(意見)</p> <p>「(1) ハード・ソフト両面からの事前防災対策の推進」中の第3パラグラフ「さらに、下水道による雨水浸水対策など、都市浸水対策を推進する。」の後に「流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献する。」を加筆することが必要かつ適切です。</p> <p>(理由・説明)</p> <p>「中国ブロックにおける社会資本整備重点計画(原案)」p. 85の「小目標Ⅲ-4 流域治水におけるグリーンインフラの活用推進」の「概要」の冒頭に「・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより生態系ネットワークの形成を図る。」とあります。P. 131にも「災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより生態系ネットワークの形成を図る」が示されています。</p> <p>「車の両軸」との言われる「中国圏広域地方計画」の方にも、流域治水の取組においては、「自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献する。」を示しておくことが必要かつ適切と考えます。</p> <p>(参考)</p> <p>流域治水関連法案に対する衆議院・参議院附帯決議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和3年4月7日) 衆議院国土交通委員会 <p>流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。</p>

	<p>・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和3年4月27日)参議院国土交通委員会 流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。</p>
--	---

